

(第九部)

第一回 参議院農林委員会會議錄第三十七号

(六三三)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道復旧、赤石鐵道建設に関する請願
- 主食需給計畫の根本的改革に関する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)
- 蠶繭の増産に關する陳情(第一百五十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 農用人参試驗場設置に關する請願(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第二百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第二百四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百五十號)
- 運配主食の價格に關する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に關する請願(第一百二號)
- 新炭の價格に關する陳情(第一百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第一百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百九十二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百九十七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百九十九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣小馬牧村外三ヶ村のかん資用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 泰山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險制定に關する陳情(第二百四十四號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勸勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百九十四號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百號)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 大阪府川野水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七號)
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)
- 農地改革促進に關する請願(第二百十三號)
- 東京府内の食糧配給に關する請願(第三百七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
- 種卵及びひなの價格調整並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)
- 開拓墾殖増額に關する陳情(第三百三十號)
- 農地法による山林開墾行過是正に關する陳情(第三百三十二號)
- 農作物の(養蚕週期栽培法)の普及實施に關する陳情(第三百三十五號)
- 千葉縣長生郡茂原乾草所の設備を縣農林業會に還元することに關する陳情(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二號)
- 三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十五號)
- 富士山ろく開發農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十九號)
- とうもろこしの一般製造に關する請願(第二百四十六號)
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二百四十八號)
- 茨城縣下のかん害對策助成に關する請願(第二百七十六號)
- 大池用水幹線改良に關する請願(第二百九十號)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八號)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第三百八十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十二號)
- 農業共済保險法案中の農家負擔等に關する陳情(第三百九十三號)
- 食糧緊急對策に關する陳情(第三百九十九號)
- 養蠶協同組合獨立強化に關する陳情(第四百號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七號)
- 觀光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六號)
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四號)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願(第三百三十號)
- 民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五號)
- 鹿兒島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六號)
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四號)
- 邑知海干拓計畫反對に關する陳情(第四百二十六號)
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營とすることに關する陳情(第四百二十六號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八號)
- 主食の均てん配給に關する陳情(第四百四十號)
- 新發田市舊町裏練兵場拂下げに關する陳情(第四百四十一號)
- 食料品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九號)
- 農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十號)
- 民有未墾地買収計畫の樹立その他に關する陳情(第四百五十二號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四號)
- 邑知海干拓計畫反對に關する陳情(第四百五十五號)
- 東京府内の薪炭増配に關する陳情(第四百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八號)
- 元御料林拂下げに關する陳情(第四百七十號)
- 植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一號)
- 適地開拓に關する請願(第四百二號)
- 北海道農業試驗場復興助成に關する請願(第四百七號)
- 養蠶干拓事業實現促進に關する請願(第四百二十號)
- ビール麥栽培獎勵に關する請願(第四百二十五號)
- 農業協同組合法案の制定その他に關する陳情(第四百八十二號)
- 薪炭生産者價格等に關する陳情(第四百八十三號)
- 鹿兒島縣排宿郡内のかん害救済に關する陳情(第四百八十六號)
- 農業保險制度の擴充強化に關する陳情(第四百九十一號)
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百一號)
- 水害林業對策に關する陳情(第五百十一號)
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情(第五百二十三號)
- 農業協同組合法案その他に關する陳情(第五百二十四號)
- 競馬法の改正に關する陳情(第五百二十五號)
- 適正米價決定に關する陳情(第五百二十六號)
- 薩摩沿岸干拓事業實現促進に關する陳情(第五百二十八號)
- 千葉縣下のかん害復田助成に關する陳情(第五百二十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百三十四號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百三十八號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十一號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第五百四十四號)
- 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 緊急食糧需給に關する特別措置法案(衆議院送付)
- 農地調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願(第四百五十號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第四百五十二號)
- 纖維産業従業者に對する加配米及び物資報奨配給に關する請願(第四百六十三號)
- 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願(第四百七十二號)
- 山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願(第四百八十號)
- 農地制度改革等に關する請願(第四百八十一號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十六號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百五十一號)
- あひる飼育事業の擴充強化に關する陳情(第五百五十四號)
- 緊急開拓事業費の増額に關する陳情(第五百六十九號)
- 水害應急對策用建築資材の配給に關する陳情(第五百七十號)
- 大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情(第五百七十一號)
- 農地制度改革に關する陳情(第五百七十二號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第五百七十三號)
- 農業協同組合法案中に薪炭を明記することに關する陳情(第五百七十四號)
- 埼玉縣入間郡民有林開拓反對に關する陳情(第四百八十八號)
- 第五百八十三號
- 第六百十二號

あることにつきましても、今更ことくもありません。即ちこの線に沿つて

る請願(第四百八十八號)

○埼玉縣下水害町村の農業會助成に關する請願(第四百九十四號)

○和歌山縣のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第四百九十六號)

○奈良縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百號)

○愛知縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百一號)

○大阪府のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二號)

○京都府のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百六號)

○淀川右岸排水改良事業費國庫補助に關する請願(第五百十三號)

○愛知縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百十四號)

○土地改良事業の繼續施行に關する請願(第五百十五號)

○農業災害補償法施行に關する請願(第五百十七號)

○滋賀縣甲賀郡外一部のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十一號)

○三重縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十二號)

○小倉市曾根地先干拓實現に關する請願(第五百二十七號)

○造林苗は用地確保に關する請願(第五百三十四號)

○岐阜縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第五百七十六號)

○競馬法の改正に關する陳情(第五百七十七號)

○食糧配給公團制反對に關する陳情(第五百七十八號)

○土地改良事業繼續施行に關する陳情(第五百八十二號)

○農地調整法令の改正等に關する陳情

(第五百八十三號)

○兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する請願(第五百四十三號)

○埼玉縣下の水害復舊耕地事業費國庫補助に關する請願(第五百五十三號)

○岩手山ろくの國營開墾及び岩手種苗牧場の擴充強化に關する請願(第五百六十號)

○民有林施業編成國庫補助増額に關する請願(第五百六十五號)

○樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第五百六十六號)

○三化螟蟲除費國庫補助に關する請願(第五百六十九號)

○薪炭緊急確保に關する請願(第五百八十一號)

○農業協同組合法案に關する陳情(第五百八十七號)

○兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する陳情(第五百八十八號)

○千葉縣下のかん害對策費國庫補助に關する陳情(第五百九十號)

○京都府のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百四號)

○自作農創設特別措置法中一部改正法律案の修正に關する請願(第六百號)

○岐阜縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第六百一號)

○技術者指導農場費國庫補助増額等に關する請願(第六百四號)

○勝尾寺川用水改良事業費國庫補助に關する請願(第六百五十五號)

○アイヌ民族所有農地に關する請願(第六百七十七號)

○技術者指導農場費國庫補助増額等に關する請願(第六百二十三號)

○國有林の地方移讓に關する陳情(第六百三十號)

○食料配給公團制反對に關する陳情

(第六百二十二號)

○三重縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百十七號)

○農業生産調整法案に關する陳情(第六百二十號)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○薪炭需給特別會計の廢止に關する陳情(第五百九十七號)

○北海道留萌支廳管内の舊御料林拂下げに關する陳情(第六百二號)

昭和二十二年十二月五日(金曜日)午後一時五十分開會

本日の會議に付した事件

○食糧管理法の一部を改正する法律案

○自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

○農地調整法の一部を改正する法律案

○委員長(楠見義男君) それではこれから委員會を開會いたします。

本日は昨日、本委員會に豫備審査として付託になりました、食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を政務次官より聴くことにいたします。

○政府委員(井上良次君) それではこれから、食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今次改正案の骨子は、從來の主要食糧に關する統制機關である地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社の解散と食糧配給公團の新設に在り、その需要と供給とが著しく均衡を欠いていること及び連合國軍最高司令部の厚意に基く輸入食糧の放出により辛うじて不足を補いつつあることに基づきまして、今更こと新らしく申上げるまでもなく、諸君の充分御承知の點であらうと存じます。

このような條件の下におきまして、主要食糧の公正にして且つ迅速な配給を確保いたしますためには、特別の配給機關による特別の配給操作を必要とするのであります。即ち主要食糧の品目が特に最近甚だしく難多になつて参りましたこと、配給が非常に小刻みになつて來ていること等のいわゆる配給上の悪條件を克服して、公正なる綜合配給の確保、闇、横流し等の不正の排除、配給情況の迅速且つ把握等を障害なく遂行いたしますためには、非常に強力な國家的統制を行う以外に方法はないと考えられるのであります。この意味におきまして、現在政府自ら主要食糧の買入、賣脚、輸送等の業務を營むと同時に配給機關としての地方食糧營團、諸類及び澱粉のそれらの取扱機關である日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社の三者がおの／＼の分野におきまして、一元的買取販賣を行つて参つたのであります。政府即ち食糧管理特別會計並びにこれら統制機關を通じての強力な國家統制によつて、主要食糧の配給が確保されて参つたと申すも決して過言でないと思存するのであります。

しかしながら、これらの統制機關は、その資本も構成もすべて私的な民間團體であり、このような團體に國家的な統制機能は賦與いたしませんこと、是、去る四月に改正された臨時物資需給調整法、七月二十日施行を見ましたいわゆる獨占禁止法等に見られる日本經濟の民主的再建の一連の指向と相容れぬものであることは、否定しうべくもありません。即ちこの線に沿つて現在考えられる統制方式といたしましては、國家機關即ち公團による方式といわゆる切符制度のみであり、從來の民間統制團體による統制方式は、近く全面的に切替えて完全なる自由取引とするか、又は右のいずれかの統制方式によらなければならない事態に立至つて居るのであります。しかして、極めて窮迫した需給事情にある主要食糧について完全なる自由取引をすること、は、到底考えられないことであり、又切符制度を採用いたしますことは、徒らに混亂を招來する處があります。それ故に我々は、ここに現在の統制機關を解體せしめると同時に、新たに食糧配給公團を設立いたし、これらの統制機能すべて新設の公團に吸収し、食糧管理特別會計及び食糧配給公團という二つの政府機關が相俟つて強力な統制により、從來にもまして主要食糧の圓滑且つ公正なる配給を期したいと思存するのであります。

新たに設立いたします公團の性格につきましましては、前議會において御承認を得ました石油、石炭、貿易等の諸公團、或いは又本國會に既に提出され、目下御検討を経ております食料品、油糧等の諸公團と殆ど同一でございますので、ここに新らしく申述べることとは避けさせて置きたいと存じます。ただ食糧配給公團が他の諸公團と異なる點、即ち、食糧配給公團の特異な點につきまして、一、二申述べたいと存じます。

その第一は、食糧配給公團につきましては、消費者と直結して配給を行うこととあります。油糧、食料品等の諸公團は、末端配給機關を持たず、これ

についてはいわゆる登録制度により公團が指定したところとなつておるのであるが、食糧配給公團につきましては食糧配給の末端配給の機能を吸収し、消費者に對する配給業務を行はしめることとしたのであります。と申しますのは、末端配給機關を切離した場合、いろいろ一般消費者に對し適時に公平なる配給を確保するためには、現在よりも遙かに膨大な操作食糧を必要とするに至るものと考えられるのであります。が、このようなことは、現下の食糧事情下においては到底なし得る所ではないのであります。更に又、現實の問題といたしまして、末端の切離しは、種々の面において混亂を生ぜしめることが豫想せられるのであります。

第二點といたしまして、食糧配給公團につきましては、他の公團と異り都道府縣知事に必要な権限を賦與し、その範圍内において、公團の都道府縣支部に對する指示權を認めることとしたしました。即ち、主要食糧の配給の確保ということは、勿論中央政府の責任において、これを行ふべきものではあります。が、都道府縣内の主要食糧の配給が地方の治安、その他地方行政に最も重要な關係を有する問題であることに鑑み、都道府縣知事が配給實施機關である食糧配給公團の都道府縣支部に對する指示をなす道を開いた次第であります。以上申述べました所は食糧配給公團の設立につきましての説明でございますが、今次の食糧管理法改正案におきましては、その外現行法中現狀に即しない部分をもこの際改正したいと存するのであります。

即ち、地主の小作米供出に關する規定を削除した點、諸類及び雜穀の供出

割當に關する根據を米麥の場合と同じにした點、その他これらに伴つて法文の整理をいたしたのであります。

以上食糧配給公團の設立を中心とする食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げましたが、會期切迫の折からでもありますが、何卒速かに御審議の上可決せられますよう希望いたします次第であります。

○委員長(楠見義男君) 都合によりまして、暫らく休憩いたします。

午後二時六分休憩

午後三時六分開會

○委員長(楠見義男君) それでは休憩前に引續いて、只今から委員會を再開いたします。自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案及び農地調整法の一部を改正する法律案につきまして、大體豫備審査の際におきまして質疑も終了いたしております。本日衆議院の方から正式に回付されましたので、これからこの兩案を議題に供しまして、討論採決に入りたいと存じます。先ず最初に討論に入りたいと存じます。

○板野勝次君 この二つの改正案は何れも農地改革の不徹底な改正案でありまして、社會黨が選挙の際に公約したところの第三次農地改革といわれておる土地問題の民主的ない／＼な要求さえも、全く徹底されていないのであります。ただこの改正案が新たに牧野の開放と新炭林、採草地、放牧地の使用權の保護の原則を確立いたしました點は、一つの進歩には違ひないものであります。が、その他の點につきましては、現行法實施上の不備、或いは他の法律の改正に伴ひまして生じまし

たところの必要に基く事務的な改正に過ぎないものであります。

私は日本共産黨を代表しまして、かような不徹底な改正案によつて、農地改革徹底化の民主的な要求とすり換へますところの現在の官僚政府の企圖に、反對せざるを得ないのであります。第二次農地改革におきましては、封建的な土地所有の開放が目標でありまして、従つて不在地主の土地は全部買収することになつたのであります。が、然るに在村地主については一町歩、北海道は四町歩の所有を認めまして、依然として封建的土地所有制を根絶しなかつたのであります。これは如何なる意圖に基くのでありましようか、このことは農林省當局もその據りどころを明らかにしていないのであります。一町歩の耕地の小作料では在村地主と雖もこれによつて生活を維持して行けないことは明らかであります。し、そのことはこの委員會におきましてもしば／＼質疑の題材となつたところでありまして、この在村地主の存在こそ誠に怪しげな存在であるといわなければならぬのであります。まだ六十町歩も小作地が残つておるのであります。この一町歩の地主の存在は、將來の土地所有の基礎を残すものであり、現に封建的反動勢力の根強い地盤となつており、地主の反動政勢の據りどころとなつておるのであります。而も残された小作地は耕作權を確立することなく、市町村農地委員會の承認があるすれば、何時でも取上げられるのであります。何れも取上げておるのであります。極めて不安定のものであります。而も地主が土地取上げを農地委員會をして承認せしめ得る

ところの政治勢力を持つておるのであります。まして、これは普遍的な狀態だと申しまして、これは普通言でないのであります。『自作を適當とする』場合が何時でも、現に横行しておるのであります。これは明らかに地主が自作農化することを認めて、耕作權を不安定なものとしておるのであります。農林省農地部の調査の我々に提出されました参考資料によりますと、終戦後一ヶ年間に約二十五萬件を超えるものと推定されるところであります。終戦後第二二年目におきまして、第一年目に劣らない數字を示しておるということが書かれて、昭和二十一年八月十五日から二十二年の五月三十一日まで、大凡二十萬件を超え、その中地主の要求の一部又は全部が通つたものは約七萬件であるものと見積られると發表しておるのであります。そしてこの参考資料は更に次のように書いております。農地調整法の改正によつて、昭和二十一年十一月二十三日以後は、土地取上げの要求は、すべて農地委員會を通じて知事の許可を得なければ合法的にはできぬこととなつておるのであるが、上記の二十萬件を超える土地取上げ要求件數の中には、この許可申請手續をしたものが約四萬件含まれており、中一萬五千件が許可済みである、二月以後の土地取上げは約三萬件と推定されるから、結局二月以後の土地返還の中、約半數が知事の許可を受けない非合法的な土地取上げであるということになることを發表しておるのであります。この點からいまして、改正農地調整法は農地開放に役立つよりも、土地取上げと化してしまつたのであります。又自

作地主の所有地は原則として制限してないものであります。これは地主が作男などを使用して、農奴的な、封建的搾取を本にして大經營を行なうことを點検する結果となつております。従つて今回の改正を機會に、こうした土地制度改革の不徹底な點を改正しまして、農民を眞の意味において解放し、日本の民主化を徹底させる基礎を搖ぎなきものにいたしますれば、従つて労働者その他一般勤勞大衆を、今尙残つておる封建的な束縛から解放し、日本の民主化が前進し、日本農業の再建も可能なる基礎條件を作ることができると存するのであります。そこで在村地主所有の一町歩を認めないで、全小作地を開放し、自作地にも或る制限を設けまして、その實施も昭和二十年九月二日降伏調印の日に通及する必要があるものであります。何故なれば、現行法によりますと、敗戦後一ヶ年間に二十五萬件に達する土地取上げを大部分容認して、正當化しておるからであります。

次に土地の買上價格の額の問題であります。これはいろいろこの委員會においても問題になつた點でありましたけれども、今はそれを問わないといたしまして、買収面積が一定面積を超える場合の報償金は、當然全廢さるべきものだと思うのであります。日本の耕作農民は長い間寄生地主的な土地所有制のために、言語にも絶する暴政と壓迫に苦しめられ續けて來たのであります。地主はただ土地所有の名義を持つておるだけで、小作人が生産した汗の結晶でありますところの收穫物の半分以上も現物で取上げていたものであります。従つて農業利潤の發生の

餘地が全くなかつたばかりか、むしろ小作料が勞賃部分にも食い込んでおるのであります。この比類を見なかつた高い小作料は、又反面では地價を吊上げ、經營を擴大して大きな經營主となるよりは、地主となつて土地を貸付けていた方が有利であり、このために我が國の農業は資本主義的な發展が阻まれて來ていたのであります。この苛斂誅求を續けて來、今日まで日本農業の發展を阻害して來ました寄生的であつたところの地主が、土地を或る一定限度以上持つておるといふ理由から、その買収に當りまして特別の報償金を出して特に優遇する必要は斷じてないと思ふのであります。この改正を機會に報償金は全廢することを主張するのであります。更に農調法の改正案でも、小作調停に關する事項は、すでに私が質疑の際にも申した通り、土地取上げに悪用された從來までの事實に照して見ましても、當然廢止されなければならぬものであります。小作調停法も亦これに關聯してこの際廢止すべきであると存するのであります。

小作料は今回の農調法改正案におきまして、金納制を完全に確乎として確立しましたことは一步の前進でございますが、小作料率、田にありては二割五分、畑にありては一割五分を超えざることを得ざる規定はそのままとなつておるのでございまして、我が國の大多數の地主が、從來無爲徒食、農業の發達に寄與するところ少なく、祖先よりの田畑を繼承して、搾取を擅まにして來たので、その人達の利益を代表する人々には、或いは御理解できないかも知れないのでございしますが、他の企業利潤等から考えましても、低率にすることは當然でございまして、この改正を機會に、田畑共に一割に減額するのは當然であると思ひます。それから農地委員會の構成であります。農地委員會の參考資料によります市町村農地委員會の會長の階層區分によりますと、昭和二十二年八月末現在、小作が二千八百五十五人で、全體の二五・八％、地主が四千四百十四人で、全體の三七・九％、自作が三千七百五十三人で、三四・三％、中立が百十四人で二％となつておる點よりいたしまして、農村の地主勢力が今尙強く農村に根を張つて、土地改革を地主の側に有利に導きつつあることを雄辯に物語つておるのであります。この地主の勢力を排除するために、市町村農地委員及び都道府縣農地委員の構成を變更いたしますと共に、昭和二十年九月二日以降の土地取上げを原則として無効とする必要があると存するのであります。以上のような諸原則の附加によりますところの修正を主張するのであります。これは我が國の民主革命の完成を妨げ農民の生活と農業の發展を壓迫している封建的な殘存物を農村から絶つて、以て陰慘な農村を明るく農村に一變し、眞に日本經濟を砂漠より救ひ、民主的の日本を建設する礎石を築くための主張に外ならないのであります。而も我が黨が提案いたします修正案に對します修正案は、最小限度必要なもののみを提出することに止めたのでありまして、左にその修正案の要點を申上げたものと存じます。先ず最初に自作農創設特別措置法改正案の修正案でございしますが、第三條に全面的に修正いたしましたして、第

三條は、農地所有者が所有する小作地は、政府がこれを買収する、前項の農地の外左に掲げる農地で都道府縣農地委員會、又は市町村農地委員會が命令の定むるところにより、政府において買収することを相當と認めたものは、政府がこれを買収する。

一、自作地で、その者の營む耕作の業務が適正でないもの所有する自作地面積が、北海道にあつては十二町歩、都道府縣にあつては中央農地委員會が都道府縣別に定める面積を超える場合、當該面積を超える面積の自作地、

二、自作地で當該自作地についての自作農以外の者が請負その他の契約に基き耕作の業務の目的に供しているもの、

三、法人その他の團體でその營む耕作の業務が適正でないもの所有する小作地、

四、法人その他の團體の所有する小作地、

五、農地で所有權その他の權限に基き、これを耕作することのできる者が現に耕作の目的に供していないもの、

六、前各號に掲げるものを除く外、農地でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの、

前項第一號の都府縣別の面積は、概ね三町歩になるようにこれを定めなければならない。

それから第十三條第三項乃至第五項は地主への報償金を全廢するためにこれを削除する。

第四十八條後段を削除いたします。附則第二項を削るとなつております

のを、その附則の第二項を生かしまして、この第二項中の「相當と認められるときは」というのを削りまして、「昭和二十年十一月二十三日を「昭和二十年九月二日に、「定めることができない」と定めなければならない」に改めたいと思ひのであります。

次に農地調整法の改正案の修正でございますが、第九條の六を削る。第九條の八第三項但書の「田ニ在リテハ二割五分、畑ニ在リテハ一割五分」を「田畑トモニ一割」に改める。

第十條乃至第十四條を削る。

第十五條の二第三項第二號中「耕作ノ業務ヲ營マザル者又ハ」を削り、第六項中「五人」を「七人」に、「三人」を「二人」に改める。

第十五條の十五第二項中「都道府縣知事」を「委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者」に改める。

第十五條の十六但書中「五人」とあるは「六人」、「七人」とあるは「十四人」、「二人」とあるは「二人」に改める。

附則として昭和二十年九月二日以後の農地の貸借の解除若しくは解約には更新の拒絶はこれを無効とする。但し市町村農地委員會が省令の定めるところにより再審議した結果、眞にやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

小作調停法はこれを廢止する。

以上の修正案を提出したいと存じます。

○藤野繁雄君 農地調整法及び自作農創設特別措置法案の改正案に對しましては、衆議院の修正通りに可決することに賛成する者であります。ただ本法の實施に對しましては、特に次に申上げるような諸點について政府當局の反

省と善處方を要する者であります。農地改革は農民民主化の基本方策として農業生産力を高め、農民の社會的、經濟的、並びに文化的地位を向上するために、これを斷行すべきものであることは何人も異論がないところでありまして、それはいわば民主的農村建設の土臺であり、前提であるのであります。従いまして新しい農村の建設と發展は實に農地改革ができるか否かにかかつておるのであります。實情を見ますに、改革の意義の不徹底、施策の拙劣、事務の滯滞等の理由によりまして、必ずしも豫定通りには進捗してないのであります。特に小作、地主の對立、地主の非協力的態度等がいろ／＼の物議を醸しておるの

は、遺憾に堪えないのであります。地主をして農地改革に協力せしむるか、或いは叛逆の方向をとらしむるかは、農地改革の成否、延いては新しい農村建設の成否の分る重大問題であります。農地改革の眞意を徹底し、改革の犠牲者たる地主が十分納得して、これに協力するような具體的方策を政府において講ずることが肝要であります。現在のごとく地主に對して不當の無慈悲、冷酷な取扱が繼續されるならば、改革への叛逆と怨嗟を起し、將來明るい民主農村發展に禍根を残す虞れがあると心配しておるのであります。そこで私は第一に農地改革の目的は、封建的地主制度の打破が主體であつて、個人たる地主への制裁でないことを鮮明にし、地主に對する行き過ぎを是正するところの方策をとらなくちやいけないこととあります。第二は地主が轉業するか自作をするか、いずれかによつて生活し得るような適

當な方法を、講じてやらなくちゃいけないのであります。第三には政府が農地改革決定後買収までに長い期間を要したために地主の負擔が過重となつたのでありますから、適當の處置を講じてこれを軽減して行かなくちゃならぬのであります。その方法としたしましては、諸物價が引上げられたのでありますから、これと均衡ができるような程度まで田畑の買収價格を引上げなくちゃならぬのであります。又田畑の買収價格は現在においては四千圓と千圓以下の端數ということになつておるのであります。これを決定した時期と現在の物價とは相當差があることは御承知の通りであるのでありますから、その現金拂ひの限度を或る程度引上げなくちゃならぬと思つております。それから農地證券を擔保として金融の便を與へること、農地證券が出るまでは、適當の方法によつて農地を擔保に、金融の方法を講じてやらなくちゃならないのであります。又小作料も、すべての物價が騰つておるのでありますから、或る程度引上げはやらなくちゃならないのであります。第四は農地改革事務の促進を圖るために積極的な措置を講ずることであり、その方法としていたしましては、最末の農地委員會の書記を優遇してできるだけこれに全馬力をかけて、農地改革が一日でも早くできるようにしてやることとあります。又買収の計畫ができたのであつたならば、その買収計畫ができたところの土地をできるだけ速かに移轉の登記を済まして、完全に所有權を移轉させることであります。又農地證券の發行が遅れておるのでありますから、これをできるだけ早く済みます。

こういうふうなためにいろいろの促進方法を講じなくてはならないと思つてあります。

最後に折角できつたところの自作農といえども、經濟界の變動において轉落する虞れがあるのであります。政府としては將來こういうふうな、折角作つたところの自作農の絕對的に轉落しないところの方法を今から十分考へて、その方策を講じなくちゃならないと思つてあります。

○木村三郎君 只今御審議になつております中で、農地調整法の第九條の二で、但書の除外が、これを削除するというのが原案であります。つまり「小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ。こ

ういふ規定があります。その除外例として、但し止むを得ざる場合はこれを許すという規定があるわけであり、理事者に聞いてみますと、岩手縣の方面に一つこつた除外例をやる所があると、こつた除外例をやる所があると、こつた除外例をやる所と、まだ舊慣に囚われて、この除外例に當るべきものがございます。つまり法律は實際に臨みますという、人民を處罰するのが目的ではないのですから、そこで行政上の實際に觸れた場合の抜け道として、この但書ができておるのであります。こつた除外例の

も、無理にこの際削つてしまふということとは、實際政治に當る者にとつて最も不適當なことであると私は思う。つまり法は國民を處罰することのみが目的ではない。この法の實行をするためには、止むを得ずこつた除外もあるという場合は、この但書によつて抜け

道で許してやる。成るべくこの法の精神を實行させることは結構だが、全國を通じて、獨り岩手縣のみではありません。私共の知つてゐる者にも、山間部にはこの除外例に當るべき者がございます。こつた除外例を削つてしまふからこれを取り除いて、若しこの規準に背く者は處罰すると、こつた除外例にするのは、やはり行政上の實際に處する途でないと思つて、それですから前の原案通りこれを削るということをお止めなさつた方が私はよろうと思つて、かような意味におきまして、この但書を削ることだけは前の原案通りに復活して、政府案の削除ということは、行政上の實際に觸れて甚だよくないことであるから、これは改正は止めて、舊法通りにいたしたいと、こつた除外例を提出いたします。

○佐々木鹿藏君 私木村委員の意見と同様第九條の除外例を認めることに賛意を表します。

○委員長(楠見義男君) では只今から懇談會に入りますから、一應これで散會いたします。

午後三時三十九分散會
出席者は左の通り
委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吾君
高橋 啓君

委員 門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 竜七君
平沼彌太郎君
木村三郎君

小杉 繁安君
佐々木鹿藏君
竹中 七郎君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
島村 軍次君
寺尾 博君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君

政府委員
農林政務次官 井上 良次君
農林事務官 山添 利作君
(農政局長)

十二月四日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、食糧管理法の一部を改正する法律案(豫百二十四號)

食糧管理法の一部を改正する法律案
「勅令」を「政令」に改める。
第二條中「小麥」の下に「甘藷(其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ)、馬鈴薯(其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ)、雜穀」を加える。
第三條第一項中「又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)」を「小麥、甘藷、馬鈴薯又ハ雜穀(以下米麥等ト總稱ス)」に改め、又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者」を削り、「其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥」を「其ノ生産シタル米麥等」に改める。
第四條第一項中「米麥」を「米麥等」に改める。

に、「食糧管理」を「食糧配給公團」に改める。
第五條第一項及び第八條第一項中「米麥を米麥等」に改める。
第十一條第一項及び第二項中「米麥」を「米麥、大麥、裸麥又は小麥」に、同條第四項中「米麥」を「米麥、大麥、裸麥及小麥」に改める。
第十三條に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ當該官吏又は吏員ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ
第十四條 食糧配給公團は經濟安定本部總務長官ノ定ムル食糧配給ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ主要食糧ノ適正ナル配給ヲ行フコトヲ目的トス

食糧配給公團ハ法人トス
第十五條 食糧配給公團ハ主たる事務所ヲ東京都ニ、從タル事務所ヲ都道府縣ニ置ク
第十六條 食糧配給公團ノ基本金ハ八千萬圓トス
前項ノ基本金ハ政府ニ於テ全額之ヲ出資ス
食糧配給公團ノ運営資金ハ必要ニ應ジ復興金融庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス
第十七條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 基本金額ニ關スル事項
五 役員ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 會計ニ關スル事項
八 公告ノ方法
定款ハ農林大臣及經濟安定本部總

務長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スル
コトヲ得

第十八條 食糧配給公團ハ政令ノ定
ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要
ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項
ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 食糧配給公團ニハ所得稅
及法人稅ヲ課セズ

都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズ
ルモノハ食糧配給公團ノ事業ニ對
シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ

特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可
ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 食糧配給公團ハ昭和二十
四年三月三十一日又ハ經濟安定本
部總務長官ノ命令アリタル日ニ解
散ス

前項ニ定ムルモノノ外食糧配給公
團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事
項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 食糧配給公團ニ非ザル
者ハ食糧配給公團又ハ之ニ類似ス
ル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十二條 民法第四十四條、第五
十條、第五十四條及第五十七條並
ニ非訟事件手續法第三十五條第一
項ノ規定ハ食糧配給公團ニ之ヲ準
用ス

第二十三條 食糧配給公團ニ役員ト
シテ總裁、副總裁各一人、理事二
人以上及監事一人以上ヲ置ク

總裁ハ食糧配給公團ヲ代表シ第二
十八條ノ規定ニ基キ其ノ業務ヲ總
理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食
糧配給公團ヲ代表シ總裁ヲ補佐シ
テ食糧配給公團ノ業務ヲ掌理シ總
務長官ノ承認ヲ受ケ給與、服務其ノ

裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理
シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行
フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧
配給公團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ
補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ掌
理シ總裁及副總裁共ニ事故アルト
キハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總
裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行
フ

監事ハ食糧配給公團ノ業務ヲ監
查ス

第二十四條 總裁、副總裁、理事及
監事ハ農林大臣ノ任命

第二十五條 總裁、副總裁及理事ハ
定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公
團ノ職員ノ中ヨリ主たる事務所又
ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切
ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス
權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコ
トヲ得

第二十六條 食糧配給公團ノ役員及
職員ハ主要食糧ノ保管、加工若ハ
輸送ヲ業トスル會社ノ株式ヲ所有
シ又ハ此等ノ會社其ノ他ノ企業ノ
業務ニ從事シ若ハ其ノ營業ニ付一
切ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第二十七條 食糧配給公團ノ役員及
職員ハ官吏其ノ他ノ政府職員ト
ス

總裁タル者ハ農林次官ト同級又ハ
同格トシ其ノ他ノ役員タル者ハ一
級又ハ之ト同格トシ職員タル者ハ
一級、二級若ハ三級又ハ此等ト同
格トシ此等ノ定員ハ農林大臣ノヲ
定ム

食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏
ニ關スル一般ノ法令ニ從フモノト
ス但シ農林大臣經濟安定本部總務
長官ノ承認ヲ受ケ給與、服務其ノ

他必要ナル事項ニ關シ特例ヲ定メ
タルトキハ之ニ依リモノトス

第二十八條 食糧配給公團ハ經濟安
定本部總務長官ノ定ムル食糧配給
ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣
ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ其ノ監督
下ニ左ノ業務ヲ行フ

一、主要食糧ノ買入及賣渡

二、主要食糧ノ保管、加工又ハ輸
送

三、前二號ノ事業ニ附帶スル業務

農林大臣ハ前項ニ規定スル權限ニ
シテ必要ナルモノヲ都道府縣知事
ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 食糧配給公團ハ業務開
始ノ際業務ノ方法ヲ定メ經濟安定
本部總務長官ノ認可ヲ受ケベシ之
ヲ變更セントスルコトキ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可
ヲ爲サントスルコトキハ農林大臣及
大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此
ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經
濟安定本部總務長官ニ在ルモノト
ス

第三十條 食糧配給公團ハ每事業年
度ノ前期及後期ノ開始ニ當リ六箇
月毎ノ事業計畫及資金計畫ヲ定メ
經濟安定本部總務長官ニ提出シ其
ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セント
スルコトキ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可
ヲ爲サントスルコトキハ農林大臣及
大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此
ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經
濟安定本部總務長官ニ在ルモノト
ス

第三十條ノ二 食糧配給公團事業年
度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三
十一日迄トシ之ヲ前期及後期ニ分

ツ

第三十條ノ三 食糧配給公團ハ前條
ノ各期毎ニ財産目録、貸借對照表
及損益計算書ヲ作成シ每期經過後
二箇月以内ニ之ヲ經濟安定本部總
務長官ニ提出シテ其ノ承認ヲ受ケ
ベシ

經濟安定本部總務長官前項ノ承認
ヲ爲サントスルコトキハ農林大臣ト
協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於
テ承認ノ最終責任ハ經濟安定本部
總務長官ニ在ルモノトス

食糧配給公團第一項ノ規定ニ依ル
經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受
ケタルトキハ其ノ財産目録、貸借
對照表及損益計算書ヲ公告シ且之
ヲ定款ト共ニ各事務所ニ備置ケベ
シ

前項ノ財産目録、貸借對照表及損
益計算書ニ付テハ會計檢査ヲ受ケ
其ノ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス

食糧配給公團ハ經濟安定本部總務
長官ノ承認ヲ受ケ命令ノ定ムル所
ニ依リ剩餘金ヲ國庫ニ納付スベシ

食糧配給公團ハ帳簿書類其ノ他一
切ノ記録ヲ整然且明瞭ニ記載シ會
計檢査院、經濟安定本部及主務官
廳ノ檢査ヲ分ケ得ル如ク整備シ置
クベシ

第三十條ノ四 經濟安定本部總務長
官又ハ農林大臣主要食糧ノ適正ナ
ル配給ヲ確保スル爲メ必要アリト認
ムルトキハ食糧配給公團ニ對シ監
督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

經濟安定本部總務長官又ハ農林大
臣必要アリト認ムルトキハ食糧配
給公團ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ
當該官吏ヲシテ業務ノ狀況、帳簿
書類其ノ他必要ナル事項ヲ檢査セ

シムルコトヲ得

第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第二十八條第二項
ノ規定ニ依リ權限ノ委任ヲ受ケタ
ル都道府縣知事ニ之ヲ準用ス但シ
第二項中當該官吏トアルハ當該吏
員トス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役
員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與フ
ル必要アルトキハ其ノ報酬規程ヲ
定メ經濟安定本部總務長官ノ認可
ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルコ
トキ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可
ヲ爲サントスルコトキハ農林大臣及
大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此
ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經
濟安定本部總務長官ニ在ルモノト
ス

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給
公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本法
ニ基キ之ヲ爲ス命令ニ違反シタル
キハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟安定本部總務長官ハ食糧配給
公團ノ役員ガ食糧配給公團ノ目的
及業務ニ關シ其ノ任ニ適セズ又ハ
其ノ職務ヲ適切ニ遂行セズト認ム
ルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十條ノ七 農林大臣食糧配給公
團ノ業務遂行上必要アリト認ムル
トキハ地方食糧管團又ハ日本甘藷
馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉株式
會社ノ清算人ニ對シ當該管團又ハ
會社ノ所有ニ屬スル施設ハ全部又
ハ一部ヲ食糧配給公團ニ貸與スベ
キコトヲ命ズルコトヲ得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行
上必要アリト認ムルトキハ其ノ業

務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有者又ハ大蔵大臣ヲ含ム管理者ニ對シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與スベキコトヲ命ジ又ハ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料ハ經濟安定本部總務長官豫メ定ムル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモノトス

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘藷馬鈴薯株式會社若ハ日本穀粉株式會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有シ又ハ占有スル資材ノ全部又ハ一部ヲ食糧配給公團ニ讓渡シ又ハ引渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタルトキハ食糧配給公團ハ同項ノ資材ノ讓渡又ハ引渡ノ日ヨリ一箇月以内ニ關係者ニ對シ正當ナル補償ヲ支拂フコトヲ要ス

農林大臣ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ前項ノ補償ニ關シ必要ナル規程ヲ定メタル後ニ非ザレバ第四項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得ズ

農林大臣ハ食糧配給公團ノ貸借シタル施設ヲ管理シ又ハ必要アリト認ムルトキハ保險ヲ附スル等ノ措置ヲ食糧配給公團ヲシテ採ラシムルニ付監督ヲ怠ラザル責任ヲ負フモノトス

農林大臣ハ前各項ノ規定ノ實施ニ關シ食糧配給公團又ハ關係各省大臣ヲ含ム關係者ニ對シ必要ナル措置ヲ命ジ又ハ求ムルコトヲ得

第三十一條ノ三ノ場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ爲シタル食糧配給公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條中「一萬圓」を「三萬圓」に改める。

第三十三條 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ本法ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨若ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條ノ二ノ第十三條第一項ノ規定ニ依ル調査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル人又ハ法人ノ秘密ヲ他ニ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ六箇月以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ同項ノ規定ニ依ル調査ヲ妨ゲタル者亦同ジ

第三十四條 第三十一條乃至第三十三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十五條中「千圓」を「一萬圓」に改め、第三號を削る。

第三十六條 削除

第三十七條中第三十二條、第三十三條、第三十一條ノ二、第三十二條、第三十三條に改める。

第三十八條乃至第四十一條 削除

第四十二條中「第十四條第三項」を「第二十一條」に「食糧營團」を「食糧配給公團」に「千圓」を「一萬圓」に改める。

第四十三條 削除

附則

第一條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

第二條 この法律施行前（附則第六條第一項の規定により存続する地方食糧營團については、同條第二項の規定により效力を有する改正前の規定の失効前）にした行為に對する罰則の適用並びに食糧營團の解散及び清算に關しては、改正前の規定は、この法律施行後（附則第六條第一項の規定により存続する地方食糧營團については、同條第二項の規定により效力を有する改正前の規定の失効後）も、なおその效力を有する。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、食糧配給公團の設立に關する事務を處理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成して、農林大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときは、設立委員は遲滞なく基本金の拂込を請求しなければならぬ。

第五條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は遲滞なくその事務を食糧配給公團の總裁に引き繼がなければならぬ。

總裁が前項の事務の引繼を受け

たときは總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならぬ。

食糧配給公團は、設立の登記をするに因つて成立する。

第六條 この法律施行の際現に存する地方食糧營團は、この法律施行後も、なお存続する。

前項の規定により存続する地方食糧營團については、改正前の第四條、第十四條、第二十五條乃至第二十八條、第二十九條において準用する第十五條第三項、第十七條、第十九條第三項、第二十條、第二十一條及び第二十三條並びに第三十條の規定は、この法律施行後も、なおその效力を有する。

第七條 食糧配給公團が成立したときは、前條第一項の規定により存続する地方食糧營團は、その成立の日に解散する。

地方食糧營團は、清算の目的の範圍内においては、この清算の終了するまでなお存続するものとみなす。

第八條 食糧配給公團が成立したときは、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本穀粉株式會社は、その成立の日に解散する。

第九條 大蔵大臣及び農林大臣は、食糧配給公團の業務開始の日、地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本穀粉株式會社を閉鎖機關による閉鎖機關に指定しなければならぬ。

第十條 日本甘藷馬鈴薯株式會社は、政令の定めるところにより、その解散の際における剰餘金を食糧配給公團に納付しなければならぬ。

前項の規定による納付金は、法人税法による所得の計算上これを

益金に算入しない。

第十一條 食糧配給公團でない者でこの法律施行の際現に食糧配給公團又はこれに類似の名稱を用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第四十二條の規定を適用しない。

同日本委員會に左の事件を付託された。

一、新炭需給特別會計の廢止に關する陳情（第五百九十七號）

一、北海道留萌支廳管内の舊御料林拂下げに關する陳情（第六百二號）

（陳第五百九十七號）昭和二十二年十一月十二日受理

新炭需給特別會計の廢止に關する陳情 石川縣議會議長 岡島友作外六名

新炭需給特別會計は生産者價格と政府賣渡價格との差額で賄われ、ばう大な政府の中間取得があるため、消費者はその負擔に苦しみ、生産者は政府への賣却を欲しないのである。その結果新炭の需給を不圓滑ならしめてゐるのであるから、この生産意欲と供出意欲を高揚出來得る様な地方の自治統制に委ねることとし、本特別會計はこれを廢止せられたとの陳情。

（陳第六百二號）昭和二十二年十一月十三日受理

北海道留萌支廳管内の舊御料林拂下げに關する陳情 北海道増毛郡増毛町長 東尾渡 逸外五名

留萌支廳管内住民は漁獲をもつて生計を樹て今日に及んでゐるが現在漁獲高少なく農耕に頼る外ないが背後に天鹽山脈を背負ひ耕地面積極めて少ないため生活不安定で困難を來たてゐるからさきに國有になつた御料林を關係町村に拂下げられたとの陳情。